

平成29年4月17日

各 位

上場会社名	株式会社 東天紅
代表者名	代表取締役社長 小泉 和久
(コード番号	8181)
問合せ先責任者	管理部長 佐藤 昇
(TEL	03-3828-6272)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月17日開催の取締役会において、単元株式数の変更を決議するとともに、平成29年5月25日開催予定の第61回定時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを求めています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位をつぎのとおり変更することといたしました。

(2) 変更内容

単元株式数を1,000株から100株に変更する。

(3) 変更予定日

平成29年9月1日

(4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記2. に記載の株式の併合に関する議案が平成29年5月25日開催予定の第61回定時株主総会において承認可決されることを条件に、その効力が生じることといたします。

2. 株式の併合

(1) 変更の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合を実施することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の比率

平成29年9月1日をもって、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000株（併合前40,000,000株）

なお、会社法第182条第2項の定めに基づき、併合の効力発生日に、当社定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数が、現行の40,000,000株から上記のとおりに変更されたものとみなされます。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年2月28日現在）	25,728,716株
今回の併合により減少する株式数	23,155,845株
株式併合後の発行済株式総数	2,572,871株

(3) 併合により減少する株主数

平成29年2月28日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	198名（5.09%）	263株（0.00%）
10株以上	3,695名（94.91%）	25,728,453株（100.00%）
合計	3,893名（100.00%）	25,728,716株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様198名（その所有株式の合計は263株。平成29年2月28日現在。）が株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

平成29年5月25日開催予定の第61回定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成29年9月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

①上記2. が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年9月1日をもって効力を発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

②インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、現行定款第5条の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

③法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）として新設し、現行定款第15条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は東京都で発行する<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>40,000,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>4,000,000株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第15条～第30条 (条文省略) <u>(新 設)</u>	第16条～第31条 (現行どおり) <u>(附 則)</u> <u>本定款第 6 条および第 8 条の変更は、</u> <u>平成29年 9 月 1 日をもって効力が発生</u> <u>するものとする。なお、本附則は平成</u> <u>29年 9 月 1 日の経過後、これを削除す</u> <u>る。</u>

4. 単元株式数及び株式併合の日程

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ①取締役会決議日 | 平成29年 4 月 17 日 |
| ②定時株主総会決議日 | 平成29年 5 月 25 日 (予定) |
| ③単元株式数変更の効力発生日 | 平成29年 9 月 1 日 (予定) |
| ④株式併合の効力発生日 | 平成29年 9 月 1 日 (予定) |

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年 9 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、平成29年 8 月 29 日をもって、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されることとなります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限を平成30年10月1日と定めております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を踏まえ、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更する旨の取締役会決議を行いました。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株にすることを予定しております。

この株式併合により、当社株式につき、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）及び中長期的な株価の変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することで、当社株式に投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 資産価値への影響はありますか？

A 3. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様が所有されている当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合の結果、株主様が所有される株式数は併合前の10分の1になりますが、1株あたりの純資産額は10倍になるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 4. 所有している株式数と議決権はどのようになりますか？

A 4. 株主様の併合後の所有株式数は、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生、平成29年9月1日の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	3,000株	3個	300株	3個	なし
例2	1,902株	1個	190株	1個	0.2株
例3	999株	なし	99株	なし	0.9株
例4	46株	なし	4株	なし	0.6株
例5	9株	なし	なし	なし	0.9株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例2、3、4、5のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配させていただきます。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人（※）までお問い合わせください。

また、効力発生前の所有株式数が10株未満の場合（上記の例5のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株主は何か手続が必要ですか？

A 5. 株主様にお願いする特段のお手続はございません。
ただし、株式併合により1株未満の端数株式が生じた場合、これを当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配させていただきます。

Q 6. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただけます。
具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社又は後記の当社株主名簿管理人（※）までお問い合わせください。

Q 7. 配当金への影響はありますか？

A 7. 配当を実施する場合、株主様の所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 今後はどのようなスケジュールになりますか？

A 8. 次のとおり予定しています。
平成29年4月17日 取締役会決議日
平成29年5月25日 第61回定時株主総会
平成29年8月28日 1,000株単位での売買最終日
平成29年8月29日 100株単位での売買開始日
平成29年9月1日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

Q 9. 株主優待制度はどうなりますか？

A 9. 株主優待につきましては、株式併合の割合に応じて優待基準株式数を変更する予定でございます。なお、現在株主優待を交付している株主様への優待内容に変更はございません。

※ お問い合わせ先

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324（通話料無料）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）